

【令和2年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和2年6月18日 健康福祉委員長 原 典之

- 「議案第81号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第95号 財産の無償譲渡について」

《一括審査の理由》

いずれもれいんぼう川崎の民設化に伴う無償譲渡に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 民設化に伴う本市の監督権限等の変更点について

指定管理者制度においては、年に1度のモニタリングを行うこととされているが、譲渡後は、主に法令に基づく行政指導及び監査を行うことになる。れいんぼう川崎に対しては、障害者総合支援法に基づく指導及び監査、社会福祉事業団に対しては、社会福祉法に基づく指導及び監査を行っていく。

* れいんぼう川崎における現在の事業実施の状況について

れいんぼう川崎では、施設入所サービス、デイサービス及び在宅リハビリテーションサービスを実施しており、現在、60名の方が入所している。

* これまでのモニタリング状況について

年に1度、職員が直接現地に赴き、調査及びヒアリングを行っている。

* 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の議事録作成状況について

選定委員会の議事録作成が基本的な業務であるということは重々理解しているが、作成が遅れている状況である。現在、おおむね出来上がっているが、委員への最終確認中であり、遅くとも6月中には完成させようと考えている。

* 議案審査に当たり、選定委員会の議事録作成が間に合わなかったことについて

議案審査に向けて、議事録が作成されているかを確認しなかったのは事実である。昨日、職員一同には、議案審査に臨む際の初心を忘れないよう伝えた。次回以降は、議事録等を確実に作成した状態で議案審査に臨みたいと思っている。今回の件については、おわびする。

* 選定委員会での議論の内容について

選定委員会では、事業者からの提案を受けて、各選定委員が質疑を行った。主な内容としては、事業者が過去に不祥事を起こした社会福祉事業団であることから、コンプライアンスの順守についての質疑がなされた。

* 事業者からなされた提案内容について

コンプライアンスの順守のため、中長期的な計画の策定、分野ごとの統括的役割を担う職員の配置、現場と本部との連携強化等を行ったこと等が説明された。

* 運営法人公募の際の市内事業者への周知方法について

基本的にはホームページでの周知を行った。れいんぼう川崎については、結果として、1者のみの応募であったが、募集期間においてはいくつかの事業者から問合せがあったところである。

* サービス水準の確保について

サービス水準を確保するためには、現場に赴いて状況を確認することが重要であると考えている。コロナ禍により時期は未定だが、事業者と調整し、適切な時期に現地視察を実施する予定である。

一般的に、入所施設に対しては障害者総合支援法に基づく指導を行うことになるが、れいんぼう川崎に対しては、重度障害者の方の施設であること及び民設化に伴う譲渡という初のケースであることから、初年度から3年間は毎年実地指導を実施することを考えている。

社会福祉事業団に対しては、社会福祉法に基づく監査を3年に1度行う予定であるが、特定の事業所で問題が発生した場合には、運営法人である社会福祉事業団に対し、臨時で監査を実施することを検討している。

* 譲渡後20年経過した後の施設運営に関する協議について

譲渡後すぐにサービス水準が変化することは望ましくないため、水準の持続を担保する趣旨で20年という期間を設定している。基本的には、20年経過した後も運営を継続してもらうことを想定している。20年の間に法制度が変更され、状況が変化することも想定されるため、その時点での最適なサービス水準を持続できるように、事業者と協議を行っていきたい。

* 運営主体が変更となる場合の対応及び協定書について

公募の時点で、今後20年間運営を継続することを条件としている。もっとも、合併等によって運営主体が変更となる可能性もあるため、そういう場合には、事業者としっかりと協議を行った上で、対応していくことになると思われる。

事業者との契約を基本として、様々な協定を締結することになる。どの程度まで協定書に盛り込むかを明言することは難しいが、できるだけきめ細やかな協定を締結したいと考えている。

* 譲渡後の本市からの支出について

現在、指定管理料として約1億3,000万円を支出しており、その内訳は、入所及びデイサービス事業に人員を手厚く配置するための人員費、在宅サービス事業費及び診療報酬額である。

譲渡後は、指定管理料に代わり補助金を支出することを想定している。運営法人の公募に当たっては、現行のサービス水準を下げないことと、9,600万円の補助金で運営することを条件とした。補助金の額の算定根拠は、民設化に伴い公立減算が無くなること、診療報酬が施設収入となること、全市指定管理施設の収支の差について約5%程度を認めていることを考慮したものである。

* 補助金支出の期間及び額について

単年度の補助金であるため、20年間継続して補助することを保証するものではない。また、時間の経過とともにれいんぼう川崎の役割が変化することも想定されるため、その時々の状況に応じて補助金の額を算定することになる。

* れいんぼう川崎を民設化する令和3年4月1日までの事業者との協議について

本議案が可決された後、早急に事業者との協議を開始し、5年先、10年先を見据えて、しっかりと検討を進めていきたいと考えている。

* コンプライアンスの取組に向けた事業者との連携について

事業者は過去の不祥事を受け、5年から10年先を見据えた中長期計画を策定し、分野ごとの統括的役割を担う職員を配置して改善に取り組んでいる。計画が実施されてからまだ2年目であるため、当該計画に基づく改善状況等の報告はなされていないが、ただ報告を待つばかりではなく、本市から状況を確認して報告を求める等、事業者側としっかりと連携を図っていきたいと考えている。

* コンプライアンスの課題解決に向けた法人改革の取組に関する事業者への確認について

令和2年6月12日開催の健康福祉委員会における議案審査での質疑を踏まえ、令和元年度及び令和2年度の中長期計画に基づく法人改革の取組について、事業者に改めて報告を求めた。

事業者からは、取組内容の見える化を図った上での事業者職員からの意見募集及び外部委員による検証評価委員会において出された意見を踏まえて取組を進め、また、令和元年度の取組状況、令和2年度に予定する取組内容及び検証評価委員会摘録をホームページに公表するための準備を進めているとの報告があった。当該報告内容を改めて確認し、事業者と対応を進めていきたい。

* コンプライアンス上の課題が完全には解決されていない状況において、社会福祉事業団を選定することについて

本市の福祉サービスにおいて全体をリードする役割を果たすのが、社会福祉事業団の本来のあるべき姿であると認識している。我々としても、過去に様々な不祥事が起きたことは重く受け止め、コンプライアンス上の問題は大きな課題であると捉えており、事業者の現場の職員に対して直接講習を行う等、課題解決に向けた取組を行っている。

れいんぼう川崎の事業内容の特性上、運営法人の公募においてなかなか手が挙がりづらいという状況がある一方で、何ら事業実績のない事業者に委ねることもできないと考えている。

今回、指定管理の見直しのタイミングに合わせて、運営法人の公募を行っているが、れいんぼう川崎の民設化により、本市の手から離れるということではなく、今後もコンプライアンス上の課題解決に向けた取組を支援していきたいと考えている。

* 法改正やニーズの変化により障害福祉サービスを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、再編整備基本計画を再検討する必要性について

再編整備基本計画は、施設の老朽化への対応及び民間による質の高いサービスの提供を基本的な考え方としており、各施設の機能及び状態に応じて、譲渡、貸付等を行うことを定めている。れいんぼう川崎も、当該計画における施設の1つに位置付けられる。

時代の流れにどう対応するかは、本市の障害者施策の肝になると捉えている。福祉サービスのノウハウを培ってきた社会福祉事業団は、今後、地域包括ケアの構築に向け、本市のあらゆる施策の中心的存在となり、そのノウハウを地域と共有し、また、本市から職員を派遣してスキルアップを図るという人材交流の受け

皿になってほしいと考えている。今回の譲渡は、建物を民設化するという単純な話ではなく、障害者施策を進めていく中で核となるものであると認識している。

* 運営する事業所において生じた不祥事を受けての改善状況について

横領が発生した柿生学園においては、会計基準に問題があったため、新たに会計規則を改正し、これにのっとった処理をするように改善した。また、社会福祉法の改正に基づき、監査法人による会計検査を実施した。

また、南部地域療育センターにおいては、児童発達支援管理責任者の退職を契機とした不祥事であったため、事務体制をしっかりと構築するために、法人内部で検証評価委員会を設置し、改善を図った。

本市としては、事業者からの改善経過報告に基づき、実地指導の中で改善状況を確認している。これまで指摘事項が多い状況であったが、令和2年1月の実地指導においては、過去の指摘事項について大幅な改善が見られ、文書指摘事項が無くなった状況である。

* 本市職員のスキルアップを目的とした人材交流等の具体的な今後の取組について

行政サービスにおいては、健常者から障害のある方まで、様々な態様の方がおり、相手に応じた適切な接遇が求められる。本市として、福祉サービスを提供する現場が少なくなってきており、サービス提供が机上の空論になってしまふことは避けなければならない。れいんぼう川崎では、実際に、多様な接遇の経験を積むことができ、本市職員を派遣して研修の機会を確保する等、様々な取組を考えられる。

* 譲渡価格の算定方法及びその考え方について

施設を新設整備する際に、施設設置運営法人の負担軽減の観点から行っている、いわゆる整備費補助の考え方を、今回の譲渡における財産取得に伴う最低譲渡価格の算定に準用している。再編整備計画に基づく施設の老朽化の状況等を考慮した不動産鑑定から算出された時価から、施設の経過年数等を踏まえた整備費補助金相当額を減額した金額を最低制限価格として設定している。この算定方法は、再編整備基本計画策定の際に、国の減価償却に係る耐用年数の考え方及び財産管理に係る取扱い等を参考にして、健康福祉局において整理したものである。

計算式においてマイナスとなっているのは、障害者施設に対して補助金が手厚く補助されている関係から、結果として差引きの幅が見掛け上大きくなっているものである。

《意見》

- * 議案審査に当たっては、選定委員会の議事録作成等、審査するための判断材料を適宜しっかりと準備してほしい。
- * 議案審査に当たっては、譲渡後における障害福祉サービスのビジョン及びれいんぼう川崎の位置付けを事前にしっかりと示してほしい。
- * 事業者に支出する補助金の額が変化する場合には、議会にしっかりと報告してほしい。
- * 社会福祉事業団の現理事長は元健康福祉局長であり、問題意識を持って過去の不祥事に対する改善の取組に乗り出していると思われるため、コンプライアンスの取組

については、しっかりと連携を図ってほしい。

- * 今回の民設化は初めての試みであり、これから障害者施策において大きな転換点となるものであるため、失敗は許されないと考えており、れいんぼう川崎の運営については、局を挙げてサポートしてほしい。
- * れいんぼう川崎の利用者には声を出すことができない方々もいることから、安心して、楽しく暮らして行けるように、譲渡後もしっかりと行政によるチェックを継続してほしい。
- * 最低制限価格が0円となることには納得するが、算定のプロセスにおける施設の減価償却の考え方違和感を覚えるため、今後、検討してほしい。
- * 風通しの良い組織体制を構築して、利用者が安心して継続利用できるような利用者本位の事業運営を実現できるよう、コンプライアンスの課題解決に向けた法人改革の取組の進捗状況について、適時適切に、健康福祉委員会に報告してほしい。
- * れいんぼう川崎を管理運営しているのは過去に不祥事を起こした社会福祉事業団であり、中長期計画を立てて改善に向けてしっかりと対応していることの後押しをするということ、また、民間譲渡は本市から完全に切り離されてしまうという懸念があることを踏まえて、議案第81号に対しては附帯決議を付して賛成するものである。
- * 質疑に対する答弁により、コンプライアンスの課題解決に向けた法人改革の取組が一定程度理解できたことから、議案第81号に対する附帯決議案には賛成できない。
- * 会派内では、附帯決議を付すことに賛成の意見もあったが、「監査」等の文言に疑義があるという意見、附帯決議を付けること自体に慎重な意見等があり、検討の結果、議案第81号に対する附帯決議案には賛成できない。
- * 民設民営化により行政の介入度合いが弱まり、また、コンプライアンス上の課題があることからすれば、行政がしっかりと指導、監督する必要があると考えるため、これらの議案には賛成できない。また、これらの議案に賛成できることから、議案第81号に対する附帯決議案にも賛成できない。
- * 障害福祉サービスにおけるスキルを継続して上げていくことが重要であり、課題解決に向けた答弁も得られていることから、議案第81号に対する附帯決議案には賛成できない。

《議案第81号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第81号に対する附帯決議案の取り扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提出された。議案可決後に採決した結果、賛成少数により否決された。

《議案第95号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第82号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例について」
- 「議案第96号 財産の無償譲渡について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市わーくす大師の民設化に伴う無償譲渡に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 選定委員会における議事録の有無について

現在、最終確認中である。

* 選定委員会における議論及び配点について

当該施設は就労に関するサービスを行っているが、障害者就労における賃金問題及び一般就労に向けてのハードルの高さ等についての質問がなされた。また、現在行っている町内会との取組、障害を持った様々な方が集う機会の確保等、地域への福祉サービスの提供について、譲渡後においても継続してほしいとの要望がなされた。

配点は、1,000点満点で、600点以上を基準点とし、委員に分配された持ち点を積み上げて採点を行った。議論の中では、事業者が、独自の上乗せのサービス提供をすることは難しいが、現行のサービス提供を維持することは可能であると評価され、684点という結果となった。

* 譲渡後の本市からの財政的支援の有無について

川崎市わーくす大師は、いわゆる0円の指定管理であり、現在、給付費により運営を行っているため、譲渡後においても、特段の補助等は考えていない。

* 施設の修繕に関する検討状況について

毎年予算要求前に、施設に対して調査を実施し、不良箇所の洗い出しを行っている。その中で、優先度合いを勘案して修繕についての検討を行っているが、川崎市わーくす大師においては、過去10年間大規模の修繕を行っていない。

譲渡後における修繕は、再編整備計画における支援策として位置付けられているため、事業者の意見を踏まえ、計画に基づいた適切な支援を行っていきたいと考えている。

* 現在の就労支援の実績について

平成30年度は、就労移行については、定員30名のところ10名の方が、就労継続支援型については、1名の方がそれぞれ就労に結び付いている。

《意見》

* 譲渡後においても、就労支援について事業者と適宜連携を図ってほしい。

* 障害者の権利保障については多くの問題があり、最大限に保障されなければならぬと考えており、民設民営化により行政の指導、監督が行き届かなくなることには反対の立場であるため、これらの議案には賛成できない。

《議案第82号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第96号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第83号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 87 号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 非紹介患者初診加算料等の増額に伴う初診患者数への影響について

多摩病院における非紹介の初診患者数は令和元年度で約 4,500 人であり、加算料の増額により初診患者数が大幅に減少することが見込まれるが、具体的な数字は把握できていない。

- * コロナ禍の状況下で増額することによる経営への影響について

減少する患者数が把握できていない以上、経営への影響を具体的な数字で示すことは難しい。

- * 再診患者加算料の新設及びこれによる患者の費用負担増への考え方について

多摩病院においては、これまで初診加算料のみであったが、国の規則の改正により再診患者加算料を新設することとなった。これは、他の病院等に対して文書による紹介を申し出たにもかかわらず再診を受ける方、いわゆる逆紹介を行った場合に適用される。その方に対する丁寧な説明を行い、御理解をいただいた上で他院へ紹介するため、加算料の算定は極めてまれなケースであると考えている。

《意見》

- * 非紹介患者初診加算料が大幅に増額されるため、市民への周知を徹底し、また、地域医療機関との連携をこれまで以上に強化してほしい。
- * 選定療養そのものに反対の立場であり、保険外診療に当たる本件加算料の増額及び新設は、患者としても、保険医療制度としても問題があると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 88 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決